保護リレーに対する重要度分類の考え方について

1 はじめに

今回追加する 50 保護リレーが重要度分類上、当該系である非常用電源系の直接関連系なのか、間接関連系なのかについて整理するものであり、また設置許可記載との整合性について確認するものである。また、保安規定との関連性についても参考として整理した。

2 直接関連系と間接関連系の整理

表1のとおり、平成2年8月30日原子力安全委員会決定された発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)によると、非常用所内電源系はMS-1と整理されている。

今回追加する 50 保護リレーは、図1 (審査会合で添付したロジック図) のとおり過電流を検出する 51 保護リレーと同様に<u>『電気事故を検出する機能』</u>を有するものであり非常用所内電源系の関連機能である。

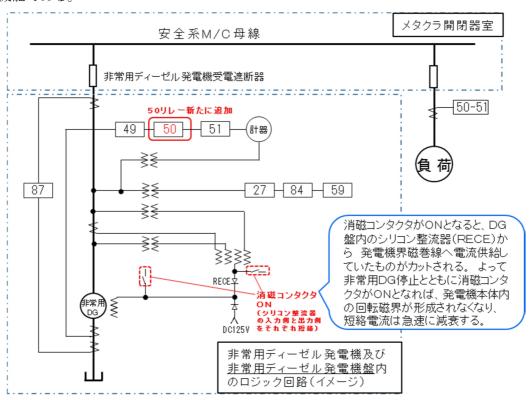


図1:非常用ディーゼル発電機からの給電に係るロジック回路(イメージ図)

関連機能については、直接関連系、間接関連系の2種類あるが、表2のとおり、設置許可の記載も重要度分類指針の記載も同様であり、それぞれが意味するところは同一である。今回追加する50保護リレーを直接関連系と解釈する場合は『電気事故を検出する機能』が当該系である<u>『動力を供給する機能』の機能遂行又は機能維持に不可欠なもの</u>という整理となり、間接関連系と解釈する場合は当該系である『動力を供給する機能』に直接必要はないが<u>その信頼性を維持し、又は担保する</u>ために必要な関連系となる。

保護リレーは、その機能遂行によりメタルクラッド開閉装置(遮断器)の開放、又は、非常用 DGの停止を行なうための設備であり、 $\underline{少なくとも『動力を供給する機能』に不可欠ではない</u>こと から間接関連系(<math>MS-2$)と整理する。

なお、上記の整理とは別に、50 保護リレーについては非常用電源設備及びその附属設備であることから直接関連系 (MS-1) 相当として設計を行なう。

表1 重要度分類指針の付表抜粋

分類	異常影響緩和系			
刀類	定義	機能	構築物、系統又は機器 (PWR)	特記すべき関連系(PWR)
<u>MS-1</u>	2) 安全上必須な	2) 安全上特に重	非常用所内電源系、制御室及びその遮へい・	ディーゼル発電機燃料輸送系、ディーゼル冷
	その他の構築物、	要な関連機能	換気空調系・原子炉補機冷却水系、原子炉補	却系、取水設備(屋外トレンチを含む。)
	系統及び機器		機冷却海水系、直流電源系、制御用圧縮空気	
			設備 (いずれも、MS-1 関連のもの)	

表2 非常用所内電源系 (MS-1) の関連機能である50保護リレーの重要度分類上の整理について

	設置許可	重要度分類指針	備考
	(発電用原子炉設置許可申請書	(IV. 分類の適用の原則について(抜粋))	
	添付書類八 安全設計の方針 抜粋)		
直接	a. <u>当該系の機能遂行に直接必要となる関連系</u> は、当	(1) 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、	50 保護リレーは、そ
関連系	該系と同位の重要度を有するものとみなす。	当該系と同位の重要度を有するものとみなす。	の機能遂行によりメ
		(解説の抜粋)	タルクラッド開閉装
		「当該系の機能遂行に直接必要となる関連系」とは、	置(遮断器)の開
		それなくして当該系の機能遂行又は機能維持ができな	放、又は、非常用D
		いような、不可欠の構築物、系統及び機器を指し、例	Gの停止を行なうた
		えば起動・運転制御を行う計装、駆動系、機器冷却	めの設備であり、 <u>少</u>
		系、機器燃料系等を意味する。また、これらの関連系	なくとも『動力を供
		が「当該系と同位の重要度を有するものとみなす」と	給する機能』に不可
		は、これら関連系を含めて当該系が所要の信頼性を確	<u>欠ではない。</u>
		保し、維持することを求めるものであって、当該系に	
		対する要求事項に、関連系を含めて適合するように、	
		これら関連系にも当該系と同等の設計上の考慮が必要	
		であることを意味する。	
間接	b. <u>当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼</u>	(2) 当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信	50 保護リレーは <u>『動</u>
関連系	性を維持し、又は担保するために必要な関連系は、当	頼性を維持し、又は担保するために必要な関連系は、	力を供給する機能』
	該系より下位の重要度を有するものとみなす。ただ	当該系より下位の重要度を有するものとみなす。ただ	に直接必要ではな
	し、当該系がクラス3であるときは、関連系はクラス	し、当該系がクラス3であるときは、関連系はクラス	<u>V</u> ,
	3とみなす。	3とみなす。	

3. MS-1 と MS-2 設計の差について

前項記載のとおり 50 保護リレーについては、直接関連系(MS-1)相当として設計を行なうものとするが MS-1 と MS-2 の設計による差は表 3 のとおりである。

MS-2 であれば多重性、独立性要求がなく、主発電機又は非常用電源設備からの受電要求等もないことから MS-1 への波及影響を考慮しなければ 50 保護リレーの共用化、常用電源から受電する設計とすることも可能であるが、MS-1 相当としてA系、B系非常用ディーゼル発電機盤それぞれに 50 保護リレーを配置し、非常用所内電源から受電する設計となっている。

	z ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
重要度	自然現象に対する	多重性又は多様性及	電気系統に対する設	試験可能性に関する
	設計上の考慮	び独立性	計上の考慮	設計上の考慮
MS-1	1. 技術基準規則の	1. 技術基準規則の	1. 技術基準規則の	1. 技術基準規則の
	「耐震※」による	「安全設備」による	「保安電源設備」に	「設計基準対象施設
	2. 技術基準規則の		よる(主発電機又は	の機能」による
	「津波、外部衝撃、		非常用電源設備から	
	火災、溢水」による		電気が供給される設	
			計)	
MS-2	1. 同上※	1. 要求なし	1. 要求なし	1. 要求なし
	2. 要求なし			

表3 安全機能の重要度に係わる主な設計要求事項(50保護リレーに係る要求事項)

※設置許可の「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」に対する適合の設計方針に基づく耐震設計による。

4. 保安規定とMS-1との関係性について

第625 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の資料 1 - 3 に示す「保安規定変更に係る基本方針 4.1 LCO 等を設定する設備」によると以下の通り。

~略~

設計基準対象施設については、「(安全施設において)安全機能を有する系統のうち、安全機能 の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の対象となる設備の範囲となる。基本的には、従来の 安全設計審査指針に定める「重要度の特に高い安全機能を有する系統」が対象となる。

具体的には、設計基準対象施設のうち安全機能を有するもの(安全施設)は、重要度分類指針における「当該系」の設備と「関連系」の設備に分けられ、当該系の機能遂行に直接必要となるか否かの観点から、「関連系」はさらに「直接関連系」と「間接関連系」に分けられる。「直接関連系」は「当該系」の機能遂行に直接必要となる関連系であり、「間接関連系」は「当該系」の信頼性を維持し、又は担保するために必要な関連系である。「間接関連系」は、「当該系」より下位の重要度を有するものとみなされている。

このことから、「設計基準対象施設において、安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」としてPS-1、MS-1、MS-2(重要度の特に高い安全機能を有する設備等)をLCO等を設定する設備と考えると、

- ・PS-1、MS-1の「当該系」設備及びその「直接関連系」設備
- ・MS-2のうち「重要度の特に高い安全機能を有する設備等」にあたる設備 のいずれかに該当する場合は、保安規定においてLCO等を設定し運用管理する必要がある。 \sim 略 \sim

新規制基準を踏まえ新たに設計基準対象施設とした設備について、保安規定への反映要否に関する検討は、今後、新たに設計基準対象施設とした設備について重要度分類指針を踏まえた安全機能の重要度分類を設定し、保安規定審査基準に定める「発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器」に相当する、重要度分類指針における「PS-1、MS-1、MS-2(重要度の特に高い安全機能を有する設備等)」に該当する設備に対しLCO等を設定する。

したがって、今回追設する保護リレーについては、非常用所内電源系(MS-1)の間接関連系設備であることから、上記のLCO等を設定する設備には該当しない。

以上

参考資料①:発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針

(平成2年8月30日原子力安全委員会決定) 抜粋

参考資料②:発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針

(平成2年8月30日原子力安全委員会決定) 抜粋

【参考①】

<u>発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)抜</u> 粋

Ø Ⅲ. 用語の定義

- (1) 「安全機能」とは、原子炉施設の安全性を確保するために必要な構築物、系統又は機器の有する機能であって、次に掲げるものに分類される。
 - 1) その喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度 の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの。
 - 2) 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和するもの。
- (2) 「安全機能の重要度」とは、原子炉施設の安全性確保の見地からの安全機能の重要度の度合いをいう。
- (4) 「異常状態」とは、通常運転を逸脱させるような、何らかの外乱が原子炉施設に加えられた 状態であって、運転時の異常な過渡変化及び事故をいう。
- (5) 「運転時の異常な過渡変化」とは、原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一の故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態をいう。
- (6) 「事故」とは、「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度は まれであるが、原子炉施設の安全設計の観点から想定されるものをいう。

【解説】

(1) 「安全機能」

「安全機能」を有する構築物、系統及び機器については、別に「重要度分類指針」において 定める。

(2) 「安全機能の重要度」

「安全機能の重要度」については、別に「重要度分類指針」において定める。

Ø IV. 原子炉施設全般

指針1. 準拠規格及び基準

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計、材料の選定、製作及び検査について、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものであること。

指針2. 自然現象に対する設計上の考慮

- 1. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の 喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適 切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。
- 2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、

系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故 荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。

指針9. 信頼性に関する設計上の考慮

- 1. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計であること。
- 2. 重要度の特に高い安全機能を有する系統については、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。
- 3. 前項の系統は、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること。

指針 10. 試験可能性に関する設計上の考慮

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、それらの健全性及び能力を確認するために、その 安全機能の重要度に応じ、適切な方法により、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査がで きる設計であること。

【解説】

指針1. 準拠規格及び基準

安全機能を有する構築物、系統及び機器の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原 則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。

ただし、外国の規格及び基準による場合又は規格及び基準で一般的でないものを適用する場合には、それらの規格及び基準の適用の根拠、国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにする必要がある。

「規格及び基準によるものである」とは、対象となる構築物、系統及び機器について設計、材料の選定、製作及び検査に関して準拠する規格及び基準を明らかにしておくことを意味する。

指針2. 自然現象に対する設計上の考慮

「適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計」については、「発電用原子炉施設に 関する耐震設計審査指針」において定めるところによる。

「自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計」とは、設計上の考慮を要する自 然現象又はその組合わせに遭遇した場合において、その設備が有する安全機能を達成する能力 が維持されることをいう。

「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器」については、別に「重要度分類 指針」において定める。

「予想される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、津波、風、凍結、積雪、地滑り 等から適用されるものをいう。

「自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件」とは、対象となる自然現象に対応して、過去の 記録の信頼性を考慮の上、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、かつ、統計的に 妥当とみなされるものをいう。

なお、過去の記録、現地調査の結果等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を 重畳させるものとする。 「自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合」とは、最も苛酷と考えられる自然力と事故時 の最大荷重を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係や時 間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。

指針9. 信頼性に関する設計上の考慮

「安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性」及び「重要度の特に高い安全機能を有する 系統」については、別に「重要度分類指針」において定める。

「単一故障」は、動的機器の単一故障と静的機器の単一故障に分けられる。重要度の特に高い 安全機能を有する系統は、短期間では動的機器の単一故障を仮定しても、長期間では動的機器 の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、所定の安全機能を達 成できるように設計されていることが必要である。

上記の動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定すべき長期間の安全機能の評価に当たっては、その単一故障が安全上支障がない期間内に除去又は修復できることが確実であれば、その単一故障を仮定しなくてよい。

指針 10. 試験可能性に関する設計上の考慮

「適切な方法」とは、実系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系 を用いることなどを許容することを意味する。

Ø X. 計測制御系及び電気系統

指針 48. 電気系統

- 1. 重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器が、その機能を達成するために電源を必要とする場合においては、外部電源又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられる設計であること。
- 2. 外部電源系は、2回線以上の送電線により電力系統に接続された設計であること。
- 3. 非常用所内電源系は、多重性又は多様性及び独立性を有し、その系統を構成する機器の単一 故障を仮定しても次の各号に掲げる事項を確実に行うのに十分な容量及び機能を有する設計 であること。
 - (1) 運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく原子炉を停止し、冷却すること。
 - (2) 原子炉冷却材喪失等の事故時の炉心冷却を行い、かつ、原子炉格納容器の健全性並びにその他の所要の系統及び機器の安全機能を確保すること。
- 4. 重要度の高い安全機能に関連する電気系統は、系統の重要な部分の適切な定期的試験及び検査が可能な設計であること。

【解説】

指針 48. 電気系統

「外部電源系」とは、外部電源(電力系統又は主発電機)からの電力を原子炉施設に供給する ための一連の設備をいう。 「非常用所内電源系」とは、非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機、バッテリ等)及 び工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備への電力供給設備(非常用母 線スイッチギヤ、ケーブル等)をいう。

「重要度の特に高い安全機能」及び「重要度の高い安全機能」については、別に「重要度分類 指針」において定める。

【参考②】

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全 委員会決定)抜粋

Ø IV. 分類の適用の原則

1. 関連系の範囲と分類

第2表に示す安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器(以下「当該系」という。)が、その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器(以下「関連系」という。)の範囲と分類は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、当該系と同位の重要度を有するものとみなす。
- (2) <u>当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼性を維持し、又は担保するために必要な関連系は、当該系より下位の重要度を有するものとみなす。</u>ただし、当該系がクラス3であるときは、関連系はクラス3とみなす。

	第2表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能				
分	類	定	義	機	能
クラス1	P S - 1 その損傷又は故障により発生する事象によって、 (a) 炉心の著しい損傷、又は (b) 燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器 M S - 1 1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力パウングリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器		1) 原子炉冷却を機能 2) 過剰反応度の 3) 炉心形状の網 1) 原子炉の緊急 2) 未臨界維持機	印加防止機能 持機能 停止機能	
			2) 未臨外維持機 3) 原子炉冷却 の過圧防止機能 4) 原子炉停止後	甘圧力バウンダリ	
				5) 炉心冷却機能	3
				6) 放射性物質の 放射線の遮へい及	
		2) 安全上必須 築物、系統及び		1) 工学的安全施 止系への作動信号	210-60-60 111-111111111111111111111111111
				2) 安全上特に重	(要な関連機能

分	類	定義	機能
クラス 2	P S - 2	1) その損傷又は故障により 発生する事象によって、炉心 著しい損傷又は燃料の大量 の著しい損傷又は燃料の大量 の破損を直ちに引き起この過 度の放射性物質の放出のおそ 度の放射性物質の放出のおそ れのある構築物、系統及び機 器	(ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに 直接接続されていないものは除く。)
		2) 通常運転時及び運転時の 異常な過渡変化時に作動を要 求されるものであって、その 故障により、炉心冷却が損な われる可能性の高い構築物、 系統及び機器	まり機能
	M S - 2	1) PS-2の構築物、系統 及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射 線の影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器 2) 異常状態への対応上特に	
		重要な構築物、系統及び機器	機能 2) 異常状態の緩和機能 3) 制御室外からの安全停止機能

【解説】

1. 関連系の範囲と分類

本指針においては、所要の安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器を「当該系」と呼んでいる。例えば、原子炉冷却材喪失(以下「LOCA」という。)に際して、冷却水を注入して炉心を冷却する機能を果たすのは非常用炉心冷却系(以下「ECCS」という。)であるが、 ECCS は、LOCA時の炉心冷却という機能に対する当該系となる。

しかしながら、所要の安全機能は、当該系のみで単独に果たせるとは限らない。ECCSの場合には、起動信号を発生する安全保護系、<u>動力を供給する電源系(非常用所内電源系を含む。)</u>、機器を冷却する補機冷却系等を始めとし、その信頼性を担保し、監視するための計装、試験用設備、機器の据付けの基礎、支持物、系統を収容する建屋とその換気空調系等が、程度の差はあっても必要である。このように、当該系が機能を果たすのに直接、間接に必要な構築物、系統及び機器を、本指針においては「関連系」と呼んでいる。

なお、上記の定義により、本来関連系として位置付けられるべきものであっても、その支援対象が 広いものについては、それ自身を当該系と位置付ける。例えば、本指針第2表のMS-1の「安全 上必須なその他の構築物、手続及び機器」がその例である。

これ以外の関連系は、2種に大別して、当該系の機能遂行に直接必要となる関連系及びそれ以外の 関連系とし、前者については当該系と同位の重要度を有するものとみなし、また、後者については 当該系より下位の重要度を有するものとみなすこととする。ただし、後者の関連系で当該系がクラ ス3のものは、安全に関連する機能を有することから、クラス3であるとみなすこととする。

ここで「当該系の機能遂行に直接必要となる関連系」とは、それなくして当該系の機能遂行又は機能維持ができないような、不可欠の構築物、系統及び機器を指し、例えば起動・運転制御を行う計装、駆動系、機器冷却系、機器燃料系等を意味する。また、これらの関連系が「当該系と同位の重要度を有するものとみなす」とは、これら関連系を含めて当該系が所要の信頼性を確保し、維持することを求めるものであって、当該系に対する要求事項に、関連系を含めて適合するように、これら関連系にも当該系と同等の設計上の考慮が必要であることを意味する。

例えば、当該系に単一故障を仮定しても、その安全機能が失われない設計が要求されている場合には、当該系の機能遂行に直接必要となる関連系に単一故障を仮定しても、当該系の安全機能が失われないことが必要である。ただし、このことは、当該系と関連系とのそれぞれに独立に故障を重ねて仮定することを求めるものではない。

Ø V. 安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する設計上の考慮

1. 基本的目標

各クラスに属する構築物、系統及び機器の基本設計ないし基本的設計方針は、確立された設計、建設及び試験の技術並びに運転管理により、安全機能確保の観点から、次の各号に掲げる基本的目標を達成できるものでなければならない。

- (1) クラス1:合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。
- (2) クラス2: 高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。
- (3) クラス3:一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持すること。

2. 「安全設計審査指針」への分類の適用

安全機能を有する構築物、系統及び機器については、上記1.の基本的目標を満足するよう に、設計上の配慮がなされなければならない。このため、「安全設計審査指針」に、本指針の分 類を次の各号に定めるところにより適用する。

(1) 信頼性に対する設計上の考慮

次に掲げる系統は、「安全設計審査指針」指針 9. 第 2 項の「重要度の特に高い安全機能を有する系統」とみなす。

- (a) PS-1 のうち、通常運転時に開であって、事故時閉動作によって原子炉冷却材圧力 バウンダリ機能の一部を果たすこととなる弁
- (b) MS 1
- (c) MS-2のうち、事故時のプラント状態の把握機能を果たすべき系統
- (2) 自然現象に対する設計上の考慮

次に掲げるものは、「安全設計審査指針」指針2.第2項の「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器」とみなす。

- (a) クラス1
- (b) クラス2のうち、特に自然現象の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器。
- (3) 電気系統に対する設計上の考慮

「安全設計審査指針」指針 48. 第1項及び第4項の「重要度の特に高い安全機能」及び「重要度の高い安全機能」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

- (a) 重要度の特に高い安全機能
- i) PS-1
- ii) MS-1
- iii) MS 2055,
 - ア) 燃料プール水の補給機能
 - イ) 事故時のプラント状態の把握機能
 - ウ) 異常状態の緩和機能のうち、逃がし弁からの原子炉冷却材放出の阻止機能
 - エ) 制御室外からの安全停止機能
- (b) 重要度の高い安全機能
 - i) クラス1
 - ii) クラス2

【解説】

1. 基本的目標

原子炉施設の安全確保に必要な安全機能とその相対的重要度が定められると、これら機能を有する構築物、系統及び機器に対して、様々な要求が課せられる。これらの要求が意図するところは、究極的にはそれぞれの機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保することである。

本指針は、安全機能の重要度に関する「安全設計審査指針」の適用のめやすを与えるものであるから、その直接の対象は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針である。当然のことではあるが、高度の信頼性は設計のみによって達成されるものではなく、建設及び運転管理の各段階における一貫した努力が必要であり、また各段階での努力は相互に補足的であり得るものである。ここに掲げた基本的目標は、設計のみならず、後続の各段階における品質保証活動によって究極的に達成されるべきものである。基本設計ないし基本的設計方針においては、後続の各段階における活動が十分に行い得るように配慮されているとともに、これらとあいまってここに掲げる基本的目標が達成し得るものであることが確認される必要がある。

一般に、構築物、系統及び機器については、原子炉施設に限らず、国内法規に基づく規格基準、適切と認められる民間規格又は外国規格を含めてなんらかの規格基準が適用され、妥当と考えられる信頼性を確保することとしている。本指針においてクラス3に分類されるものは、少なくともこれら一般産業施設に求められている信頼性を確保することが必要と考えられるもので、例えば建築基準法、日本工業規格、一般の電気工作物規定等に準拠することとなる。しかし、原子炉施設においては安全確保の重要性にかんがみ、安全上の重要度の高いものについては、一般産業施設の場合よりもさらに高度の信頼性の要求を課すのが通例である。例えば、「耐震設計審査指針」においては、Sクラス、Bクラスの構築物、系統及び機器に対しては、建築基準法の定めよりも厳しい設

計用地震力を想定し、これに耐えることを要求しており、また、昭和 40 年 6 月通商産業省令 62 号(平成 17 年 7 月 1 日改正)においても、重要度の高い構築物に対しては特に厳しい要求を課している。本指針においても、これらと基本的には同様の考え方に基づき、クラス 1 及びクラス2に対しては、一般産業施設よりもさらに高度の信頼性を確保することを求めるものである。ただし、所要の信頼性を確保するために設計、建設、運転管理の各段階においてどのような対策を具体的に採るべきかについては、各構築物、系統及び機器の構造、動作原理、使用条件、特性等によって異なる。したがって、個々に対する具体的要件は、本指針の基本的目標に照して十分適切と考えられる方法を選択する必要がある。例えば、運転管理段階において、各構築物、系統及び機器に係る保全・運転管理の具体的な対策や要件等を決める際には、本指針に示された安全機能の重要度を維

持しつつ、運転経験や確率論的安全評価(PSA)の結果などのリスク情報を活用することが適切である。これは、安全確保における合理性、整合性及び透明性の向上、並びに資源の適正配分の観点を考慮するとともに、本指針が制定された以降のリスク評価技術の進展を踏まえたものである。

2. 「安全設計審査指針」への分類の適用

本指針のV. の1. の基本的目標の達成のために、安全機能を有する構築物、系統及び機器は、それぞれの特徴に応じて、適切な設計上の考慮がなされなければならない。

これらの必要な考慮のうち、基本的なものについては、「安全設計審査指針」に示すところであるが、本指針においては、「安全設計審査指針」においてその具体的適用を本指針にゆだねているものについて、その内容を定めた。

(1) 信頼性に対する設計上の考慮

「安全設計審査指針」の指針 9. 第 2 項は、「重要度の特に高い安全機能を有する系統」に対し、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であることを求め、さらに第 3 項において、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できるような設計であることを求めている。この要求が原則的に適用されるのは、MS-1の系統並びにPS-1の一部及びMS-2の一部である。この要求が適用される PS-1の一部は、通常時には開、事故時には閉となることによって原子炉冷却材圧力バウンダリの一部となる弁である。このような弁が設けられる系統については、原子炉冷却材圧力バウンダリは、原子炉側からみて第 2 隔離弁を含みそこまでとする。すなわち、この種の弁には多重性が要求される。

また、前記の要求が適用されるMS-2の一部は、事故時のプラント状態の把握機能を有する系統であって、安全確保上最も重要な原子炉停止、炉心冷却、及び放射能閉じ込めの三つの機能の状況を監視するのに最小限必要とされる系統である。

「安全設計審査指針」においては、計測制御系の信頼性に関し、特に原子炉の停止状態及び 炉心の冷却状態は、2種類以上のパラメータにより監視又は推定できること、が求められて いるが、これは、停止及び冷却の状況把握に多様性を求めたものである。また、「発電用軽 水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」においては、放射能障壁の 健全性を確認するための情報を与える主たる放射線計測系は、多重性を有する設計であるこ とを要求している。

(2) 自然現象に対する設計上の考慮

「安全設計審査指針」指針2.第2項は、地震以外の想定される自然現象に対する設計上の考慮を定めており、「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器」に対しての要求を掲げている。この要求が適用されるのは、原則としてクラス1のものであるが、クラス2についても自然現象の影響を受けやすいもの等については、これを適用する。一般に、これらの自然現象の影響を受けやすいものとしては、建物や屋外の構築物が考えられる。クラス2のうち、当該系としてこれに当たるものは、PWRの補助建屋排気筒、BWRの非常用ガス処理系排気管の支持機能を除く排気筒が考えられるほか、関連系としてクラス2に相当する建物等がある。

(3) 電気系統に対する設計上の考慮

「安全設計審査指針」指針 48. 第1項における「重要度の特に高い安全機能」として、非常用所内電源からも電力の供給が受けられることが要求されるものは、原則としてクラス1の機能であるが、クラス2についても一部についてこの要求が適用される。クラス2であって非常用所内電源への接続を求められるのは、使用済燃料プール水の補給機能と異常時の対応上特に重要な機能であり、後者の機能を有するものは、具体的には(1)で述べた事故時監視計器の一部、制御室外からの原子炉停止装置、並びにPWRの加圧器逃がし弁(手動開閉機能)及び同元弁である。